

立川市地域学習館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 15 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段及び第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市地域学習館条例の一部を改正する条例

立川市地域学習館条例（平成19年立川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第 2 （第 9 条関係）				別表第 2 （第 9 条関係）			
施設区分		使用区分	使用料	施設区分		使用区分	使用料
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
立川市西砂学習館	……略……	……略……	……略……	立川市西砂学習館	……略……	……略……	……略……
	第 1 教室	……略……	……略……		第 1 教室	……略……	……略……
	第 1 和室	……略……	……略……		第 2 教室	午前	800 円
						午後	1,200 円
						夜間	1,500 円
						全日	2,700 円
第 1 和室	……略……	……略……	第 1 和室		……略……	……略……	
第 2 和室	……略……	……略……	第 2 和室		午前	600 円	
					午後	1,000 円	
					夜間	1,100 円	
					全日	2,000 円	
……略……	……略……	……略……	……略……		……略……	……略……	……略……
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	
備考 ……略……				備考 ……略……			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。